

官報 号外

平成二十八年四月二十二日

○第百九十回 参議院會議 録第二十二号

平成二十八年四月二十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十二号

平成二十八年四月二十二日

午前十時開議

第一 社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求め
るの件(衆議院送付)

第二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。文部科学大臣馳浩君。

〔國務大臣馳浩君登壇、拍手〕

○國務大臣(馳浩君) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国際的な規模のスポーツの競技会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものであります。また、これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものであります。

この法律案は、こうした国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、平成二十八年度から平成三十五年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限を、売上金額の百分の五から百分の十に変更することとしております。

第二に、平成二十八年度から平成三十五年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち国庫に納付しなければならない金額を、当該収益の三分の一から四分の一に変更することとしております。

第三に、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために独立行政法人日本スポーツ振興センターが整備を行うスポーツ施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用について、当該スポーツ施設が存する都道府県がその費用の三分の一以内を負担すること、また、当該都道府県が負担する費用の額

及び負担の方法は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと当該都道府県が協議して定めることとするともに、当該協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聴いた上で、文部科学大臣が裁定することとしております。

第四に、平成二十八年度から平成三十五年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する資金の支給に充てる金額を、当該収益の三分の一から八分の三に変更することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。堀内恒夫君。

〔堀内恒夫君登壇、拍手〕

○堀内恒夫君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

質問に入ります前に、熊本県、大分県を中心とした九州地方の地震により犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、その御遺族に対しまして、衷心よりお悔やみを申し上げます。

平成二十八年四月二十二日 参議院會議録第二十二号

議事日程追加の件、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

す。また、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

本年は、オリンピック・パラリンピックの開催年であり、リオデジャネイロ大会まで残すところ百日余りとなりました。そして、その四年後には、いよいよ我が国にオリンピック・パラリンピックがやってきます。

来週月曜日、二十五日には、大会エンブレムが公表されます。二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、鼓動が日増しに高まっていくことが感じられる一方で、東京以外の地域では、盛り上がりから置き去りにされるのではないかと不安を持つ方もいらっしゃるのではないかと思います。

しかし、オリンピック・パラリンピックの開催は、世界の注目が日本全体に集まる絶好の機会です。この機を捉え地域の魅力を発信していくことは、地域の活性化はもとより、グローバル化や文化振興の起爆剤になると期待されます。

私自身も、スポーツの世界で生きてきた者として、人々に夢と希望を与えるスポーツの持つ力を心から信じています。大会の前後を通じ、多くの人たちが、世界の一流選手の頑張っている姿に触れ、交流していくことは、地域を元氣付け、勇気付ける原動力になると考えます。

そこで、遠藤大臣に質問いたします。
二〇二〇年東京大会を日本全国の祭典にするため、開催効果を全国津々浦々までどのように波及

させていくか、遠藤大臣の御所見をお伺いします。

次に、スポーツ振興くじについて質問させていただきます。

今回の法改正は、新国立競技場の整備に必要な財源を確保するため、スポーツ振興くじの売上金額のうち新国立競技場の整備に要する費用、いわゆる特定金額の上限を平成二十八年度から平成三十五年度までの間、五%から一〇%へ変更するとともに、いわゆる収益のうち国庫に納付する金額の割合を三分の一から四分の一へ変更するものであると承知しています。さらに、この法改正に併せて、広告宣伝費を含むスポーツ振興くじの運営費をおおむね二十億円程度削減する予定であると聞いております。

現在、スポーツ振興くじは、平成二十六年度に過去最高の千八百億円を売り上げるなど好調に推移していると思いますが、今回の運営費削減によりその好調な売上げに水を差してしまうのではないかと危惧をしております。また、今回の法改正で特定金額が一〇%に引き上げられることにより、地方公共団体やスポーツ団体に對する助成金が減額にならないのかといったスポーツ関係者からの不安も聞いております。

スポーツ振興くじは、新国立競技場の整備だけでなく、我が国のスポーツ振興に大きな役割を果たしていると承知しておりますが、運営費が削減される中、スポーツ振興くじの売上げ拡大にどの

ように取り組んでいくのか、また、今回の法改正によりスポーツ団体等への助成にどのような影響があるのか、文部科学大臣から答弁していただきたいと思ひます。

次に、障害者スポーツの振興について質問させていただきます。

二〇二〇年東京大会の成功の鍵となるのは、何といつてもパラリンピックの成功です。夏季のパラリンピックが同一都市で二回開催されるのは今回が史上初であり、東京大会において我が国の障害者アスリートが他国の選手と切磋琢磨し活躍することが、国民の感動を呼び、大会を契機とした共生社会の実現にもつながると考えます。しかしながら、障害者のスポーツ実施率は一般の方と比べると低調であり、また、スポーツをする場所も不足している状況です。

このような状況の中、活躍が期待されている将来のパラリンピアンを育成する観点から、障害のある子供たちがスポーツをする環境を整備することが重要であると考えます。そして、そのためには、全国に千か所以上ある特別支援学校を活用し、障害のある子供たちがスポーツを楽しめる環境を整備することが有効な施策となるのではないのでしょうか。このような環境の整備に向け、政府としてどのような施策を講じる予定か、文部科学大臣に伺います。

次に、スポーツ選手のキャリア形成支援についてお伺いします。

二〇二〇年東京大会や国際的なスポーツイベントでの活躍に向けて、選手の方は競技力向上に励んでいると認識しております。その一方で、現役引退後のキャリアパスについて不安を抱え、現役時代から計画的に準備する者も少ないと聞いております。選手が引退後の人生に不安を抱くことなく競技に取り組んでいる環境づくりを行っていくことは極めて重要です。

また、若いうちから選手としての競技力向上に励む余り、学業経験や社会経験が不足し、選手の引退後の人生、いわゆるセカンドキャリアの面で非常に苦労しているという声も聞くところであります。さらには、諸外国では現役引退後にエンジニアや弁護士になるなどのキャリアを歩む者がいる一方で、我が国では現役引退後に指導者を希望する声が多く、多様性に乏しいと感じているところであります。

そこで、アスリートが引退後のキャリアに困ることがないように、そして、若いうちから将来のことをしっかりと見据え、適切なキャリアを選択できるようにキャリア教育を充実していく必要があると考えますが、文部科学大臣の見解を伺います。

最後に、スポーツビジネスの拡大についてお伺いします。

ラグビーワールドカップ二〇一九、二〇二〇年東京大会などの大規模なスポーツイベントの開催や、本年秋に開催するプロバスケットボールリー

グの創設など、今、我が国スポーツ界では活発な動きが起き始めているところであります。このようなスポーツ界が新しい動きをし始めている中で、国民や企業もスポーツへの関心が高まっております。スポーツの有する様々な魅力、価値を生かしていく絶好の機会が訪れていると考えます。

私自身、長くプロ野球の世界に身を置いてきた経験から、スポーツには興行や用品、メディアなど多様な関連産業が存在し、スポーツの経済的価値は、非常に多くの可能性を持っていることを実感しています。まさに今こそ、スポーツの産業としての力を発揮させていただくときであり、国としてしっかりと取り組んでいくべきだと考えております。

自民党の日本経済再生本部からも提言を出したところでありますが、スポーツ産業の成長産業化について、一般の産業競争力会議においても、安倍政権が掲げるGDP六百兆円の実現に向けた新たな有望成長市場の一つとして取り上げられたところです。

スポーツ界全体の発展のためにも、スポーツをもっと稼げるものにしていき、そして収益をスポーツに再投資していく環境をつくっていく必要があると考えますが、我が国のスポーツ市場規模の拡大に向けた文部科学大臣の見解を伺います。

二〇二〇年東京大会に向けて、政府、与野党はもちろんのこと、企業や関係団体を含め、国民全体が一丸となつて取り組み、大会が成功すること

を確信して、私の質問とさせていただきます。

(拍手)

〔国務大臣馳浩君登壇、拍手〕

○国務大臣(馳浩君) 堀内議員から四つ質問がございました。

最初に、スポーツ振興くじについてお尋ねがありました。

スポーツ振興くじによる助成は、地域のスポーツ施設の整備やスポーツ団体の各種事業への助成など、スポーツ振興に重要な役割を果たしてきました。このことを踏まえ、本法案では、平成十八年度から三十五年度までの間、特定金額の上限の引上げに併せて国庫納付に係る割合を引き下げることなどにより、スポーツ団体等への助成財源が減少しないようにしているところであります。

また、この改正に併せてスポーツ振興くじの運営費も削減しますが、広告宣伝の見直しなど効率的な運営に努めるとともに、本年四月から新たに百円BIGを販売するなど売上げの拡大に取り組んでいるところであります。

次に、障害者スポーツの振興についてお尋ねがありました。

文部科学省では、障害者スポーツの裾野を拡大するため、今年度から、特別支援学校等を有効に活用し、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進する事業を新たに実施することとしています。具体的には、特別支援学校を拠点に地域スポーツクラブを設置したり、特別支援学校の体

育、運動部活動等に障害者スポーツ指導者を派遣するなどの取組を行うこととしており、今後とも障害者スポーツの振興に努めてまいります。

次に、アスリートに対するキャリア教育のお尋ねがありました。

誰もがスポーツに打ち込みながら勉学や仕事に励み、同時に生涯の人生設計を考えることが当然になることが重要です。

文部科学省としては、選手としてのキャリアと引退後を含めた人生設計全体を考えるデュアルキャリアという考えの下、アスリートを個別具体的に支援するアドバイザーの育成や、スポーツ団体、大学、企業等の多様な関係者が連携してアスリートをサポートするコンソーシアムを構築する取組を進めているところであります。引き続き、その推進に努めてまいります。

最後に、スポーツ市場の規模の拡大についてのお尋ねであります。

スポーツ産業が活性化すれば、その収益をスポーツ団体や環境の充実に再投資する好循環を生み出し、国民の健康増進や地域の活性化を図ることができると認識しております。

このため、文部科学省としては、収益性の高いスタジアム、アリーナの整備、複合施設化、競技団体等のコンテンツホルダーの経営力強化、スポーツ経営人材の育成確保、IT、観光、健康、ファッションなどの他産業との融合等による新し

い市場の創出などにより、スポーツ産業が大きく成長していくよう関係省庁やスポーツ関係者などと連携して取り組んでまいります。(拍手)

〔国務大臣遠藤利明君登壇、拍手〕

○国務大臣(遠藤利明君) 堀内議員にお答えいたします。

東京大会の開催効果に関するお尋ねであります。私は、今回の大会を、東京オリンピック・パラリンピックだけではなく、日本オリンピック・パラリンピックとして位置付け、開催効果を全国津々浦々まで波及させていきたいと考えております。

この一環として、日本人オリンピック、パラリンピアンとの交流に加え、事前合宿の誘致等を通じて、大会参加国との相互交流を図る自治体をホストタウンとして全国各地に広げる取組を推進しております。本年一月に第一次登録団体となる四十四組を公表したところであり、今年度については第二次及び第三次登録を予定しております。

リオ大会以降は、全国各地域の競技団体も日本に目を向けてくることから、事前合宿の具体化に向けた動きは一層加速すると考えられます。政府としても、関係府省庁と連携し、取組を充実させていくとともに、多くの自治体にホストタウンになつていただけるよう、私が先頭に立つて自治体に働きかけを行ってまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 大島九州男君。

(大島九州男君登壇、拍手)

○大島九州男君 質問に先立ち、この度、熊本県等を震源とする地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、その御遺族に対しまして衷心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

私は、民進党・新緑風会を代表して、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

一九六四年に開催されたさきの東京大会は、戦災からの復興を世界にアピールするとともに、高度経済成長のシンボルとして、国民生活の向上や全国的なインフラ整備の契機となりました。日本中が感動や一体感を共有した歴史的大会として、今なお国民の間で語り継がれています。

くしくも、二度目の東京大会においても、東日本大震災からの復興を遂げ、原発の風評被害を克服し、前回大会のように次世代に有益な有形無形の遺産を創出していくことで、大会を国民から祝福されるものとしていく必要があります。

一方で、前回大会と異なり、我が国が成熟社会を迎え、国民生活に様々な課題を抱えている中で開催であることから、政府は、東京大会の意義をいま一度国民に分かりやすく示していく必要があります。

平成二十五年九月、日本中が歓喜の輪に包まれた二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定から既に三年近くが経過し、本年八月のリオ大会以降、我が国における大会準備もいよいよ本格化していくこととなります。政府は、組織委員会などと一体となって、アスリートがベストのパフォーマンスを発揮できるよう大会の成功に必要な全ての準備を遅滞なく実行し、世界中の観客を魅了する夢の祭典を実現する責務を負っています。

にもかかわらず、非常に残念なことに、国民の大会への期待感に水を差す事態が繰り返し起こっています。昨年明らかになった新国立競技場の建設費高騰問題では、国民から怒りの嵐が巻き起こり、旧整備計画は白紙撤回へと追い込まれました。その後も、エンブレムの盗用疑惑や聖火台設置場所の検討漏れ、開催費用の膨張問題など、大会に関する不祥事、アクシデントは後を絶たず、このままでは、広く国民の間に大会の開催そのものへの嫌悪感が蔓延することにもなりかねません。

オールジャパンで東京大会を成功に導くためにも、これまでの負の流れを直ちに断ち切らねばならないという問題意識に基づき、以下質問させていただきます。

今回の改正は、新たな国立競技場整備計画の策定を受けて、東京都に費用の負担を求めるとともに、totoの売上げから競技場の建設費に充て

る金額を現行の五%から一〇%へと拡大するといふものです。

このような措置を行うに当たり、政府は、白紙撤回された旧整備計画の失敗の原因をもう一度真摯に見詰め直す必要があると思われませんが、全く不十分であると言わざるを得ません。

昨年九月に発表された新国立競技場整備計画経緯検証委員会の報告書では、プロジェクトの推進体制に関する問題点として、多くの関係者、組織間の役割分担、責任体制が不明確であったことなどを挙げています。しかし、残念なことに、聖火台の設置場所をめぐる騒動においても、政府、大会関係者の役割分担の不明確さや当事者意識の欠如がまたしても浮き彫りになりました。政府は、過去の計画の失敗から何も学んではないのではないかと、このまま政府と組織委員会に任せておいたのではまた何か問題が起きるのではないかと、国民は不安を感じております。

今回の法律案も、元をたれば、過去の計画に見られた費用計画の見通しの甘さからくる法改正であると考えます。このような点を含めて、政府は、一連の国立競技場建設問題における反省点についてどのように総括をしているのか、文部科学大臣、お答えください。

また、本法律案では、totoの売上げから競技場の建設費に充てる費用を五%から一〇%に増額することで、toto本来の目的である地方公共団体やスポーツ団体に対するスポーツ助成金が

減少するのではないかと多くの関係者は不安に陥っています。政府は、totoからの国庫納付金を削減することなどにより、改正前と同規模の助成財源を確保できると説明していますが、この見直しは、totoの売上げが今後も高水準で維持されるという希望的観測に基づいたものであり、言わば絵に描いた餅です。現に、二十七年年度のtotoの売上げは、前年度から何と二十三億円も減少しています。

楽観的な見直しにより法改正を行った結果、スポーツ助成の財源が年々減少していく事態となれば、我が国のスポーツ振興に重大な影響を及ぼしかねません。そうなったら、一体誰が責任を取るのでしょうか。各関係者の認識の甘さが計画見直しの遅れを招いた新国立競技場問題における失敗を、totoにおいても繰り返そうとしているのではありませんか。この点について、文部科学大臣の見解を求めます。

また、本法律案に伴う省令改正により、totoの業務に関するJ.S.Cの運営費が二十億円削減され、これにより広告宣伝費などが大幅に削減される見直しとなっています。totoの国民への普及に大きな役割を果たしてきた広告戦略を見直すことは、今後の売上げにダメージを与えかねません。

広告戦略の見直しに当たっては、今後、馳文部科学大臣や鈴木スポーツ庁長官が先頭に立って全国を巡り、スポーツ振興におけるtotoの役割

をアピールするなど、気概を持って真剣に取り組んでいくべきと考えます。文部科学省、JSCは、どのような具体的戦略を持ってtotoの売上げの維持拡大に当たっていくのでしょうか、文部科学大臣、お答え願います。

次に、totoの収益から国庫納付する金額の割合を、平成二十八年度から平成三十五年度までの間、三分の一から四分の一に変更する点です。

そもそも、totoは、誰もが身近にスポーツに親しめる環境整備や国際競技力向上、国際的なスポーツ活動への支援など、新たなスポーツ振興政策を実施するための財源確保の手段として導入されたものです。よって、totoの収益はスポーツ振興に全て充てて考えますが、収益の一部を国庫納付する明快な根拠をお示しいただきたいと思ひます。

totoに対する国民の理解を一層深めていくためにも、将来的には、totoからの国庫納付金は廃止し、その収益の全額をスポーツ振興を目的とする支出に充てて考えますが、文部科学大臣の見解はいかがでしょうか。

次に、totoの対象拡大について伺います。totoの売上げは、宝くじや海外のサッカーくじと比べてまだ少ないのが現状です。文部科学大臣も、totoはスポーツへの国民の小口寄附と表現されています。東京オリンピックを契機に、totoを通じてスポーツに対する個人の寄附の文化の醸成につながればとお考えが

るようにお聞きしております。私も同感であります。

そのためにも、この機会を通じて、国民の皆様にとtotoに関する徹底したアピールが必要であり、スポーツ振興に対する理解を求めていかなければなりません。スポーツ振興の間口を広げるためにも、ラグビー、バスケット、野球にもtotoを導入したかどうかという意見があります。

その一方で、現在、野球賭博事件や闇カジノ問題などの発覚により、スポーツ界における倫理が問われるとともに、競技団体の選手指導を始めとするガバナンス強化の必要性が議論されています。

一部の識者には、野球等の競技を対象としたスポーツくじを導入し、それに合わせて選手への教育、競技団体のガバナンス、公的な監視体制等を一体的に強化していくことで、非法なスポーツ賭博を排除することができるとの意見もあります。どんなスポーツであっても不正があつてはなりません。totoによつてファンの試合に対する注目度が高まると同時に、全試合の結果を的中させなければならないという仕組みが結果的に不正を抑止する効果があるのではないのでしょうか。

野球等も、このtotoの対象になることによつて、チーム関係者、選手が厳しい倫理観で臨んでくれるのではないかと考えています。この点について、文部科学大臣の見解を求めます。

安倍総理は、集団的自衛権を行使することで武

力行使の抑止力が高まると詭弁を弄しています。逆にテロの標的になる可能性が飛躍的に高まることに気付いていません。

オリンピックは平和の祭典であり、安心、安全の確保は大会の成功に向けて最も重要な課題の一つです。無差別テロの脅威が国際的に強まる中、全世界からアスリートや観客が訪れるとともに、世界中の注目を集める東京大会は格好のテロの標的になりかねないことから、政府としてテロ対策に関する総合的な取組を進めていく必要があります。

政府は、二〇一七年七月をめどにセキュリティ情報センターを設置し、関係機関の緊密な連携の下、情報の共有、対策の検討、実施、訓練等に努めるとしていますが、その対策のために以前よりテロに対する対策費が増大すると思いますが、菅官房長官の見解はいかがでしょうか。

文部科学大臣、あらゆるスポーツを振興くじの対象に加えて不正防止の抑止力を高めることの効果は、安倍総理の集団的自衛権行使の抑止力より効果があると思いますが、大臣の見解はいかがでしょうか。

次に、オリンピックと文化について伺います。オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典として捉えがちですが、オリンピック憲章が、「スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を追求する」と明記しているように、人間の祭

典として文化芸術の果たす役割は非常に大きいものです。

二〇二二年のロンドン大会においては、かつてない規模と内容で文化プログラムが実施され、文化芸術の活性化だけでなく、若者の社会参加や都市、地域の活性化など、文化芸術を社会的な課題の解決につなげていきました。

二〇二〇年東京大会の文化プログラム実施に当たっては、政府は、文化プロジェクトとして、イベント数二十万件、参加アーティスト数五万人、参加人数五千万人と、ロンドン大会を上回る数値目標を掲げていますが、目標達成に向けた戦略や推進体制等について、具体的に文部科学大臣に説明をお願いします。

次に、パラリンピックについて伺います。

二〇二〇年東京大会の成功の鍵を握るのは、パラリンピックの成功であると考えます。多くの国民が、あらゆる障害を乗り越えて競技に取り組む選手の姿に、困難に直面した人々は背中を押され、勇気付けられ、感動を与えていただいていることは皆さんも御承知のとおりです。

しかしながら、日本パラリンピック委員会が二〇二〇年東京大会で金メダル数の順位七位という目標を掲げている一方、競技団体及び選手個人は競技の継続が危ぶまれるほど経済的に厳しい状況に置かれている現実があります。政府に対しては、選手強化費や拠点整備の更なる拡充など、オリンピック競技並みの競技力強化策を求めます。

その上で、競技としての障害者スポーツの魅力 を国民に伝えていくことは、企業による障害者ア スリートの雇用や財政面も含めた支援の拡充につ ながるなど、競技力向上の好循環を生むと考えま すが、政府は障害者アスリートに対する支援をど のように推進していくのか、文部科学大臣、お答 え願います。	（国務大臣馳浩君登壇、拍手） ○国務大臣（馳浩君） 大島議員から八つ質問があ りました。 最初に、新国立競技場整備計画に係る反省点に ついてお尋ねがありました。 従前の整備計画について、検証委員会の報告書 は、プロジェクトの推進体制や情報発信の在り方 などの問題点を指摘しており、教訓として重く受 け止めております。これを踏まえ、実施主体のＪ ＳＣにおいては、プロジェクトマネジャーや専門 性を有する広報担当者の設置に加え、運営点検会 議による法人運営の外部評価など経営改革を図つ たところであります。	次に、totoの売上げの維持拡大のための戦 略についてのお尋ねであります。 ＪＳＣにおいては、広告宣伝費等の運営費の削 減を図る一方で、効果的な広告宣伝を行うことも に、本年四月から新たに百円BIGを販売するな ど、新商品の開発や販売方法の工夫を通じて売上 の拡大に取り組んでおります。 また、これまでＪＳＣにおいてtotoの売上 がスポーツ振興に貢献している旨を広報してま いりましたが、今後、更に、私や鈴木大地スポー ツ庁長官も様々な機会を活用してPRに努めてま いります。	議員お尋ねの、国民の安全、安心を確保するこ ととスポーツにおける不正を防止することを同一 に並べて比較し議論することは必ずしも適当では ありません。あらゆるスポーツにおいて不正の防 止は大前提であり、文部科学省としては、引き続 き、スポーツ界におけるコンプライアンスの徹 底、ドーピングの防止、暴力の根絶など、スポー ツインテグリティの確保に努めてまいります。 次に、文化プログラムのお尋ねであります。 文部科学省においては、二〇二〇年の東京オリ ンピック・パラリンピック競技大会を契機に、リ オ大会直後から全国津々浦々で文化プログラムを 展開し、魅力ある日本文化を世界に発信すると もに、地域の文化芸術資源を掘り起こし、地方創 生、地域活性化につながるチャンスにしたいと考 えております。
さて、二〇二〇年東京大会開催決定の際、国民 の間に巻き起こった歓喜の声は、決して政府、関 係者の大会準備、運営に対する白紙委任を意味す るものではありません。オリンピックを大義名分 に国民の声を無視し、強引なやり方で準備、運営 を進めて過去の失敗と同じ轍を踏むようなことが あれば、東京大会を国民から祝福される大会とす ることは不可能であると考えます。	政府としても、ＪＳＣの整備プロセスを点検 し、透明性を確保して国民の理解を得ながら、新 国立競技場の整備を着実に進めてまいります。 次に、スポーツ振興くじの運営についてのお尋 ねであります。 スポーツ振興くじの売上げは、平成二十五年度 一千八十一億円、平成二十六年度一千百八億円、 平成二十七年一千八百四億円と、安定的に推移 しております。	議員御指摘の国庫納付金に関する規定は、ス ポーツ振興くじ制度の創設時に設けられており、 その趣旨は、スポーツ振興投票制度に広く国民の 理解と協力を得るために、その収益を国民生活に 直結した重要な施策に利用するものと解されてお ります。そのため、国庫納付金の使い道は、ス ポーツの振興を始めとする公益の増進を目的とす る事業に充てることがされております。	将来的な国庫納付金の在り方については、ス ポーツ振興投票制度に関する国民の理解などを踏 まえながら、文部科学省において中長期的に検討 を要する課題と認識しております。 次に、totoに野球などを導入することにつ いてのお尋ねであります。 スポーツ振興くじについては、超党派のスポー
私たち民進党は、大会の準備、運営に関する施 策について、政府が国会に定期的に報告すること 等を主な内容とする大会特別措置法の改正案を提 出しています。大会に関する施策の透明性を確保 し、国民の広範な理解と支持を求めていくために は、国会がチェック機能を果たしていくことが最 善の策であり、国民の信頼の回復につながるもの と考えます。	最後に、度重なる不祥事により失われた国民の 信頼を回復するための方策と今後の大会準備に向 けた政府の決意について伺うとともに、東京大会 の成功に向けて我々民進党も全力で取り組むこと をお誓い申し上げ、質問を終わります。（拍手）	そのために、文化庁に文化プログラム推進室を設 置し、組織委員会や関係省庁等との協働により、	そのために、文化庁に文化プログラム推進室を設 置し、組織委員会や関係省庁等との協働により、

社会総掛かりで全国的にオリンピック・パラリンピックムーブメントを普及すべく、文化プログラムの推進に取り組むこととしております。

最後に、障害者アスリートに対する支援についてお尋ねがありました。

障害者アスリートの競技力強化については、オリンピックと同様、大会遠征や強化合宿の実施、専任コーチの設置等に係る支援の充実、オリンピック競技、パラリンピック競技が共同利用するナショナルトレーニングセンターの拡充に向けた取組などを進めてまいります。

また、自治体に対し、障害者スポーツが普及するための環境の整備に関する支援を行うことなどにより、障害者スポーツの普及を図ってまいります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○国務大臣菅義偉君 集団的自衛権の行使とテロのリスクについてのお尋ねがありました。

限定的な集団的自衛権の行使容認を含む平和安全法制の目的は、あくまでも国民の命と平和な暮らしを守り、国際社会の平和と安全にこれまで以上に貢献することにあります。その内容も、国際法上、完全に合法で、かつ正当性のあるものであり、憲法の制約の下に諸外国と比べて極めて抑制的なものであります。

このように、限定的な集団的自衛権行使容認等を含めた平和安全法制の整備は、テロの危険を高めるといった性格のものではなく、平和安全法制の整備によってテロの脅威が増したり、これが理由でテロの対策費が増大したりするといった御指摘は全く当たりません。

いづれにしろ、今後とも、官邸を司令塔として国際テロ情報の収集、集約を行うとともに、水際対策、重要施設、ソフトウェアゲットの警戒警備を一層強化するなど、政府の総力を挙げてテロの未然防止に向けた諸施策を強力に進めてまいります。(拍手)

〔国務大臣遠藤利明君登壇、拍手〕

○国務大臣遠藤利明君 大島議員にお答えいたします。

国民の信頼回復のための方策と東京大会に向けた政府の決意についてのお尋ねであります。新国立競技場やエンブレムなどをめぐって国民の皆さんから厳しい意見をいただいたことについては真摯に受け止め、昨年十一月閣議決定をしましたいわゆるオリパラ基本方針に掲げている、明確なガバナンスの確立に向けた関係機関との連携、オープンなプロセスによる意思決定、関連施策の点検などについてしっかりと取り組んでまいります。

二〇二〇年東京大会については、世界中の多くの人々が夢と希望を分かち合い、歴史に残る大会になるとともに、復興五輪として、被災地が復興を成し遂げた姿を世界へ向けて発信できるようにしなければなりません。このため、オリパラ基本

方針に基づき、私が東京オリンピック・パラリンピック競技大会を担当する大臣として、関係大臣等としっかりと連携しながらリーダーシップを発揮し、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を加速させて取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長佐藤正久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤正久君登壇、拍手〕

○佐藤正久君 ただいま議題となりました日・フィリピン社会保障協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、我が国とフィリピンとの間で、人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題を解決するため、年金制度の適用の調整を行うこと、加入期間の通算により年金受給権を確立すること等を定めるものであります。

委員会におきましては、両国の年金加入期間通算による我が国年金制度への影響、本協定締結の意義と今後の社会保障協定締結の見通し、外国の年金の受給申請のための支援体制等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三
賛成 二百二十三
反対 〇
よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長磯崎仁彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔磯崎仁彦君登壇、拍手〕

○磯崎仁彦君 たいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物、いわゆるPCB廃棄物の処理の状況を踏まえ、PCB廃棄物が早期に確実に適正に処理されるよう、高濃度PCB廃棄物を保管する事業者によるその処分及び高濃度PCB使用製品を所有する事業者によるその廃棄を一定期間内に行うことを義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、PCB廃棄物の処理が遅れた理由、PCB廃棄物の保管及びPCB使用製品の使用の実態、PCB廃棄物の処分の行政代執行に要した費用の負担の在り方、地元と約束した期限までの確実な処理完了に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 奥石 東君

清水 貴之君	和田 政宗君
河野 義博君	佐々木さやか君
藤巻 健史君	中野 正志君
平木 大作君	矢倉 克夫君
儀間 光男君	中山 恭子君
石川 博崇君	新妻 秀規君
宮本 周司君	東 徹君
秋野 公造君	竹谷とし子君
横山 信一君	藤川 政人君
三原じゅん子君	室井 邦彦君
江口 克彦君	山本 博司君
谷合 正明君	若松 謙維君
長谷川 岳君	中原 八一君
高階恵美子君	片山虎之助君
浜田 昌良君	長沢 広明君
杉 久武君	福岡 資麿君
松下 新平君	山本 順三君
岡田 直樹君	山本 香苗君
魚住裕一郎君	山口那津男君
西田 実仁君	荒木 清寛君
丸川 珠代君	世耕 弘成君
衛藤 晟一君	岩城 光英君
北村 経夫君	堂故 茂君

森屋 宏君	吉川ゆうみ君
山下 雄平君	山田 修路君
渡邊 美樹君	堀内 恒夫君
阿達 雅志君	三宅 伸吾君
舞立 昇治君	堀井 巖君
羽生田 俊君	馬場 成志君
渡辺 猛之君	赤池 誠章君
中西 健治君	井原 巧君
石井 正弘君	石田 昌宏君
牧野たかお君	熊谷 大君
大家 敏志君	宇都 隆史君
上野 通子君	岩井 茂樹君
磯崎 仁彦君	石井 浩郎君
野上浩太郎君	藤井 基之君
北川イツセイ君	小泉 昭男君
中川 雅治君	愛知 治郎君
末松 信介君	松山 政司君
山谷えり子君	宮沢 洋一君
岡田 広君	金子原二郎君
有村 治子君	岸 宏一君
武見 敬三君	鶴保 庸介君
関口 昌一君	江島 潔君
中西 祐介君	平野 達男君
行田 邦子君	森本 真治君
井上 義行君	田中 茂君
荒井 広幸君	脇 雅史君
松沢 成文君	糸数 慶子君

九

官

農林水産委員 柳田 稔君 補欠 西村まさみ君	行政監視委員 松村 祥史君 堀内 恒夫君	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案	昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員
経済産業委員 吉川ゆうみ君 岡田 広君 柳澤 光美君 福山 哲郎君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案	同日議長は、エクアドル共和国において十六日発生した地震による被害に対し、ガブリエラ・アレハンドラ・リバデネイラ・ブルバノ同国国会議長宛見舞状を発送した。	島田 三郎君 酒井 庸行君 山下 雄平君 世耕 弘成君 吉川ゆうみ君 岡田 広君 藤本 祐司君 直嶋 正行君
国土交通委員 野田 国義君 櫻井 充君	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	総務委員 石井 正弘君 補欠 石井 正弘君 石井 正弘君
環境委員 櫻井 充君 補欠 野田 国義君	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	法務委員 石井 正弘君 補欠 石井 正弘君 石井 正弘君
予算委員 熊谷 大君 古賀友一郎君 西田 昌司君 大野 泰正君 山下 雄平君 世耕 弘成君 河野 義博君 荒木 清寛君	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	外交防衛委員 三木 亨君 舞立 昇治君 柳澤 光美君 福山 哲郎君 平木 大作君 石川 博崇君
決算委員 大野 泰正君 西田 昌司君 酒井 庸行君 宮本 周司君 熊谷 大君 吉川 沙織君 森本 真治君	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	財政金融委員 磯崎 哲史君 補欠 櫻井 充君
辞任 大野 泰正君 西田 昌司君 酒井 庸行君 宮本 周司君 熊谷 大君 吉川 沙織君 森本 真治君	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	文教科学委員 小池 晃君 補欠 田村 智子君
厚生労働委員 柳田 稔君 補欠 西村まさみ君 小池 晃君	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	同日議長の長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員	厚生労働委員 柳田 稔君 補欠 西村まさみ君 小池 晃君

農林水産委員

辞任

補欠

中泉 松司君

林 芳正君

舞立 昇治君

三木 亨君

西村まさみ君

柳田 稔君

石川 博崇君

平木 大作君

経済産業委員

辞任

補欠

岡田 広君

吉川ゆうみ君

福山 哲郎君

柳澤 光美君

国土交通委員

辞任

補欠

櫻井 充君

野田 国義君

田城 郁君

芝 博一君

環境委員

辞任

補欠

島尻安伊子君

長峯 誠君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

林 芳正君

中泉 松司君

芝 博一君

田城 郁君

直嶋 正行君

藤本 祐司君

野田 国義君

磯崎 哲史君

予算委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

山下 雄平君

荒木 清寛君

河野 義博君

決算委員

辞任

補欠

酒井 庸行君

島田 三郎君

森本 真治君

大島九州男君

吉川 沙織君

江崎 孝君

河野 義博君

荒木 清寛君

吉田 忠智君

又市 征治君

議院運営委員

辞任

補欠

長峯 誠君

島尻安伊子君

江崎 孝君

吉川 沙織君

大島九州男君

森本 真治君

徳永 エリ君

田城 郁君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方・消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

太田 房江君

島村 大君

野村 哲郎君

舞立 昇治君

若林 健太君

大沼みずほ君

同日議員から次の議案が提出された。
女性の健康の包括的支援に関する法律案(高階恵美子君外五名発議)(参第八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第一四号)

港灣法の一部を改正する法律案(関法第一九号)
株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(関法第二五号)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第三一号)

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会閣条第一五号、衆議院継続審査)

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第二号)

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
児童扶養手当法の一部を改正する法律案(関法第二六号)

厚生労働委員会に付託
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(関法第五二号)

地方・消費者問題に関する特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(関法第一七号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外七名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。
社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
看護師が行う業務の範囲に関する質問主意書(薬師寺みちよ君提出)(第一〇三号)

福島原発事故後の除染に伴う汚染土等の処理問題に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一〇四号)

審査報告書

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月二十一日

外交防衛委員長 佐藤 正久

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とフィリピン共和国との間で年金制度に関する法令の適用について調整を行うこと、両国の年金制度の加入期間を通算することによつて年金の受給権を確立すること等について定めるものである。この協定の締結により、年金制度への二重加入等の問題の解決等を通じ、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化することが期待されるので、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月三十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

日本国及びフィリピン共和国(以下「フィリピン」という。)は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「二方の締約国」及び「他方の締約国」とは、

文脈により、日本国又はフィリピンをいう。

(b) 「領域」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の領域
フィリピンについては、千九百八十七年のフィリピンの憲法及び国際法に基づくフィリピンの領域

注釈 この(b)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(c) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
フィリピンについては、千九百八十七年のフィリピンの憲法にいうフィリピン市民

(d) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則
フィリピンについては、次条2に掲げる法律

(e) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関
フィリピンについては、フィリピンの法令に基づきそれぞれが責任を有する範囲内で、社会保障機構総裁兼首席行政官及び公務員保険機構総裁兼事務局長

(f) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む。)

フィリピンについては、フィリピンの法令に基づきそれぞれが責任を有する範囲内で、社会保障機構及び公務員保険機構

(g) 「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間

フィリピンについては、給付を受ける権利の取得のために用いられるフィリピンの法令による保険料納付期間(保険料が還付された期間を除く。)

ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、一方の締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

(h) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

- (a) 国民年金(国民年金基金を除く。)
- (b) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補充的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含まない。

2 フィリピンについては、次の法律について適用する。

- (a) 退職、障害及び死亡に係る給付に関する千九百九十七年の社会保障法(共和国法第八千二百八十二号)
- (b) 退職、障害、死亡及び遺族に係る給付に関する千九百九十七年の公務員保険機構法(共和国法第八千二百九十一号)
- (c) (a)及び(b)に定める法律による保険料納付期間及び勤務期間の通算に関する千九百九十四年のポータビリティ法(共和国法第七千六百九十九号)

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三条に規定する者であつて第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

3 他方の締約国の領域内に居住する受給者に対するこの協定に基づく給付の支払は、両締約国の関連する法律及び規則に従つて、いずれか一方の締約国の通貨又は自由に交換することができる他の通貨によつて行われる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、その制限を行う締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている者が、当該雇用者のため他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し、1に規定する一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができ。

3 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内で自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内

で自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内での自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4 3に規定する他方の締約国の領域内での自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に對し、3に規定する一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができ。

第八条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、外交関係に関するウィーン条約又は領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第九条 前三条の規定の例外
両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被

用者及び雇用人の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、前三条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十条 配偶者及び子

1 日本国の領域内で就労する者であつて、第七条、第八条又は前条の規定によりフィリピンの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法律及び規則に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)に定める日本国の年金制度に関する日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この1の規定は、適用しない。

2 フィリピンの領域内で就労する者であつて、

第七条、第八条又は前条の規定により日本国の法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、フィリピンの領域内で被用者又は自営業者として就労しないことを条件として、フィリピンの法令は、適用しない。

第十一条 強制加入

第六条、第七条、第八条及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 日本国の給付に関する規定

第十二条 通算

1 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、フィリピンの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条1に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、フィリピンの法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十三条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付(死亡を理由とする第二条1に掲げる日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この1において同じ。)を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がフィリピンの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたとみなす。た

だし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第十四条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十二条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十二条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入期間に対する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付(厚生年金保険における保険期間が日本国の法

令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。)に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十二条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該理論的加入期間が当該定められた期間を超える場合には、当該理論的加入期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定の適用上、「理論的加入期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間(障害が認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。)をいう。

- (a) 二十歳に達した日の属する月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間(千九百六十一年四月一日より前の期間を除く。)
- (b) (a)に規定する期間と重複しない日本国の法令による保険料納付期間
- (c) 障害が認定された日の属する月又は死亡した日の翌日の属する月の前月が(a)に規定する期間前にある場合には、(b)に規定する期間と重複しないフィリピンの法令による保険期間
- 5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、厚生年金保険における保険期

間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに關しては、当該給付を受けるための要件が第十二条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。	いは、1の規定を適用しない。 4 フィリピンの実施機関は、フィリピンの法令による保険期間のみに基づく場合には給付を受ける権利を有しないが、1の規定の適用により給付を受ける権利を取得する者については、その者に支給される当該給付の額を次の方法により計算する。 (a) 最初に、フィリピンの法令に定める最小限の保険期間のみに基づき、当該法令により支給される最小限の給付の額を決定する。 (b) 次に、(a)に規定する最小限の給付の額に、フィリピンの法令に定める最小限の保険期間に対する当該法令による実際の保険期間の比率を乗ずる。	第十八条 手数料及び認証 1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に關して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。	又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。 2 一方の締約国が受領する1に規定する情報は、個人に關する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。
第十五条 第四条の規定の例外 第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基いて日本国民に対して認められる合算対象期間に關する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。	第二章 フィリピンの給付に關する規定 第十六条 保険期間の通算 1 フィリピンの実施機関は、フィリピンの法令による十分な保険期間を累積していないことを理由として給付を受ける権利を有しない者について、当該法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮する。	第十九条 連絡 1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、英語又はフィリピン語により、直接に連絡することができ。 2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。	第二十一条 申請、不服申立て及び申告の提出 1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。
2 フィリピンの実施機関は、給付の額の計算に当たり、フィリピンの法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有する者については、1の規定を適用しない。 3 この協定の他の規定にかかわらず、フィリピンの実施機関は、フィリピンの法令による累積された保険期間の合計が一年に満たない者について、1の規定を適用しない。	第十七条 行政上の協力 1 両締約国の権限のある当局は、 (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。 (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。 (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に關する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。	第二十条 情報の伝達及び秘密性 1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に關する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局	第二十二條 意見の相違の解決 この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十三条 合同委員会

1 両締約国は、両締約国の権限のある当局及び実施機関の代表者で構成される合同委員会を設置することができる。当該合同委員会は、この協定の実施状況を監視する責任を負う。当該合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、日本国又はフィリピンのいずれかにおいて必要に応じて会合する。

2 1に規定する合同委員会は、両締約国の関係当局の代表者の参加を得て、第五条3又は前条に定める協議のために会合することができる。

第二十四条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十五条 効力発生前の事実及び決定

1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3 第七条1又は3の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間又は同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとはみなす。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第二十六条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十七条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、当該他方の締約国が当該通告を受領した月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二十五年十一月十九日にマニラで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

石川和秀

フィリピン共和国のために

アルバート・デル・ロサリオ

審査報告書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月二十一日

参議院議長 山崎 正昭殿 環境委員長 磯崎 仁彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が早期に確実かつ適正に処理されるよう、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者によるその処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者によるその廃棄を一定期間内に行うことを義務付ける等の措置を講じようとするものであり、妥當な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年四月八日

衆議院議長 大島 理森 参議院議長 山崎 正昭殿

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十七条」に、「第十三条―第二十三条」を「第十八条―第三十二条」に、「第二十四条―第二十七条」を「第三十三条―第三十六条」に改める。

第二条第一項中「ポリ塩化ビフェニル」を「ポリ塩化ビフェニル原液」に改め、「廃棄物をいう」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項中「事業者」とは、第十三条を除き「保管事業者」とはに改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。 一 ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの	リ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの 第二条に次の一項を加える。 6 この法律において「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。 第三条中「事業者」を「保管事業者」に改め、同条に次の二項を加える。 2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除くような努めなければならない。 3 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。 第四条の見出しを「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者(以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という。))」を「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改める。 第五条第一項中「は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「及びポリ塩化ビフェニル使用製品(次項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。))」を、「その他の」の下に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために」を加え、	同条第二項中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況」に改め、同条第三項中「事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等」を「保管事業者、所有事業者及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改める。 第六条第一項中「環境大臣は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針に即して、環境省令で定めるところにより」を「政府は」に改め、同条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。 五 政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項 第六条第二項中第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項 第六条第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針 第六条第三項を次のように改める。 三 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 第六条に次の四項を加える。	4 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。 5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。 6 環境大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を公表しなければならない。 7 第三項から前項までの規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について準用する。 第七条第一項中「廃棄物処理法第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画及び」を削り、同条第二項第二号中「の体制の確保」を削る。 第八条中「事業者及び」を「保管事業者及び」に、「を処分(再生すること)」を「の処分(再生)」に、「第十九条第二項」を「第三十六条第二項及び第三項」に、「(する)」を「を」にするに、「事業者等」を「保管事業者等」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、「(関し、)」の下に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の」を加え、同条に次の一項を加える。 2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高
3 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品(これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。 4 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。 一 ポリ塩化ビフェニル原液 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポ	リ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの 第二条に次の一項を加える。 6 この法律において「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。 第三条中「事業者」を「保管事業者」に改め、同条に次の二項を加える。 2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除くような努めなければならない。 3 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。 第四条の見出しを「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者(以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という。))」を「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改める。 第五条第一項中「は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「及びポリ塩化ビフェニル使用製品(次項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。))」を、「その他の」の下に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために」を加え、	同条第二項中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況」に改め、同条第三項中「事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等」を「保管事業者、所有事業者及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改める。 第六条第一項中「環境大臣は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針に即して、環境省令で定めるところにより」を「政府は」に改め、同条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。 五 政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項 第六条第二項中第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項 第六条第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針 第六条第三項を次のように改める。 三 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 第六条に次の四項を加える。	4 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。 5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。 6 環境大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を公表しなければならない。 7 第三項から前項までの規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について準用する。 第七条第一項中「廃棄物処理法第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画及び」を削り、同条第二項第二号中「の体制の確保」を削る。 第八条中「事業者及び」を「保管事業者及び」に、「を処分(再生すること)」を「の処分(再生)」に、「第十九条第二項」を「第三十六条第二項及び第三項」に、「(する)」を「を」にするに、「事業者等」を「保管事業者等」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、「(関し、)」の下に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の」を加え、同条に次の一項を加える。 2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高

物」の下に「若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物」を加え、同条を第二十五条とする。

第十七条中「事業者等」を「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条を削る。

第十五条の見出しを「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニル製造者等」を「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。
(関係者相互の連携及び協力)

第二十三条 環境大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、都道府県知事、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者その他の関係者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを「事業所管大臣等に対する要請」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品及び当該製品を」を「ポリ塩化ビフェニル使用製品」に改め、同条に次の一項を加える。

2 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対

し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物について、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第十三条を第二十一条とし、第三章中同条の前に次の見出し及び三条を加える。

(ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等)

第十八条 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当する所有事業者は、前項の規定にかかわらず、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

一 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 処分期間内に廃棄することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び数量並びに使用の場所及び廃棄後の保管の場所

ハ 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用

製品を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

二 その他環境省令で定める事項

3 処分期間内(前項に規定する所有事業者にあつては、特例処分期限日までに)に廃棄されなかつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

4 所有事業者が、第二項第二号の規定による届出を行った場合において、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄したときは、当該廃棄に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、第十条第三項第二号の規定による届出を行った保管事業者とみなす。

第十九条 第八条第一項、第九条、第十条第二項及び第四項、第十一条、第十六条、第二十四条並びに第二十五条の規定は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について準用する。この場合において、第八条第一項中「保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分(再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同

じ。」をする者(以下「保管事業者等」という。)とあるのは「所有事業者」と、「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、「保管の場所」とあるのは「所在の場所」と、第九条中「保管」と、第十条第二項中「前項」とあるのは「第十八

条第一項」と、「処分」とあるのは「廃棄」と、同条第四項中「前項第二号」とあるのは「第十八条第二項第二号」と、第十一条中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「確実かつ適正な」とあるのは「確実な廃棄及び廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な」と、第十六条第一項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは「所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同条第二項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第二十四条中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る。次条第一項において同じ。)」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、第二十五条第一項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは」と読み替えるものとする。

第二十條 電気事業法(昭和三十九年法律第七

十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

(以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。)については、前二条の規定を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

2 特例処分期限日までに廃棄されなかつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

第十二条第一項中「事業者」を「保管事業者」に改め、「係る事業の全部」の下に「又は一部」を、「その事業の全部」の下に「若しくは一部」を加え、同条第二項中「事業者」を「保管事業者」に改め、第二章中同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(譲渡し及び譲受けの制限)

第十七条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第十一条の次に次の四条を加える。

(改善命令)

第十二条 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第十条第一項又は第三項の規定に違反した場合においては、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置(以下「処分等措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省

令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(代執行)

第十三条 前条第一項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当する

と認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。

三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該保管事業者から徴収することができる。

3 前項の規定による費用の徴収については、行政執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

第十五条 第八条第一項、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。この場合において、同項中「前項」とあり、及び同条第一項中「第十条第一項又は第三項」とあるのは、「第十四条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、

この法律による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新法」という。)第六条の規定の例により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定めることができる。

2 前項の規定により定められたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画は、この法律の施行の日において新法第六条の規定により定められたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況等を勘案し、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の項の次に次のように加える。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)

第十二条第一項(第十五条において読み替えて準用する場合を含む)及び第二項(第十五条において準用する場合を含む)並びに第二十四条及び第二十五条第一項(これらの規定を第十九条において読み替えて準用する場合を含む)の規定により都道府県が行うこととされている事務

投票者氏名

日程第一 社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二三名

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤石 清美君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
岩井 茂樹君
宇都 隆史君
江島 潔君
尾辻 秀久君
大沼みずほ君
岡田 直樹君
片山さつき君

木村 義雄君
北川イツセイ君
熊谷 大君
小坂 憲次君
上月 良祐君
佐藤 信秋君
山東 昭子君
島村 大君
世耕 弘成君
田中 茂君
高野光二郎君
滝沢 求君
武見 敬三君
塚田 一郎君
堂故 茂君
中泉 松司君
中曾根弘文君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯武史君

野上浩太郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
藤井 基之君
古川 俊治君
堀内 恒夫君
牧野たかお君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山田 修路君
山谷えり子君
山本 順三君
吉田 博美君
渡邊 美樹君
相原久美子君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
小川 勝也君
小野 次郎君
大久保 勉君
大塚 耕平君
加藤 敏幸君

金子 洋一君
川田 龍平君
小西 洋之君
小見山幸治君
櫻井 充君
榛葉賀津也君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
難波 獎二君
野田 国義君
白 眞敷君
林 久美子君
福山 哲郎君
藤本 祐司君
前川 清成君
牧山ひろえ君
水野 賢一君
安井美沙子君
柳田 稔君
蓮 舩君
石川 博崇君
河野 義博君
杉 久武君
谷合 正明君
新妻 秀規君
浜田 昌良君
矢倉 克夫君

神本美恵子君
郡司 彰君
小林 正夫君
斎藤 嘉隆君
柴田 巧君
田城 郁君
寺田 典城君
長浜 博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野 喜史君
広田 一君
藤田 幸久君
真山 勇一君
前田 武志君
増子 輝彦君
森本 真治君
柳澤 光美君
吉川 沙織君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢 広明君
西田 実仁君
平木 大作君
山口那津男君

[illegible]

増子 輝彦君	水野 賢一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
東 徹君	江口 克彦君
片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	アントニオ猪木君
松田 公太君	山口 和之君
山田 太郎君	中野 正志君
中山 恭子君	和田 政宗君
福島みずほ君	又市 征治君

反対者氏名

○名

吉田 忠智君	主濱 了君
谷 亮子君	山本 太郎君
薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君
荒井 広幸君	平野 達男君
糸数 慶子君	行田 邦子君
興石 東君	浜田 和幸君
松沢 成文君	脇 雅史君

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

	本体	本号一部
一	一	一
一〇	一〇	一〇
円	円	円